

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構
令和4年度 第2回理事会 (ZoomによるWeb会議) 議事録

1. **開催日時** 令和4年6月3日(金) 10:30~12:10
2. **開催場所** 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構事務室 (ZOOMZOOM Web 会議)
3. **出席者**
(理事) 赤池 昭紀、奥田 真弘、久保田 理恵、崔 吉道、田辺 功、
俵木 登美子、中垣 俊郎、狭間 研至、林 昌洋 (10:33入室)、
安原 真人、山田 勝士、吉田 武美
(監事) 齊藤 勲
(事務局) 伊藤 喬事務局長、田中 美香、鈴木 春美
(円城寺大樹税理士事務所) 円城寺 大樹
(双方向の円滑で意思疎通が可能な手段 (Zoom Web 会議) により参加)

4. 議 案

審議事項

- (1) 第1号議案 令和3年度事業報告書(案)に関する件
- (2) 第2号議案 令和3年度決算報告書(案)に関する件
- (3) 第3号議案 令和4年度補正収支予算に関する件
- (4) 第4号議案 令和4年度定時社員総会に関する件
- (5) 第5号議案 薬剤師認定制度認証機構利益相反規程(案)に関する件
- (6) 第6号議案 G07 神戸薬科大学認証更新申請に関する件
- (7) 第7号議案 フォローアップ評価の体制(案)に関する件

報告事項

- (1) 令和3年度代表理事及び業務担当理事(認証担当、総務担当)の業務報告について

その他

5. 事前配付資料

- (1) 第1号議案 令和3年度事業報告書(案)
- (2) 第2号議案 令和3年度決算報告書(案)、令和3年度監査報告書
- (3) 第3号議案 令和4年度補正収支予算(案)
- (4) 第4号議案 令和4年度定時社員総会(案)(対面、Zoomによる社員総会及び書面)の開催(案)
- (5) 第5号議案 薬剤師認定制度認証機構利益相反規程(案)
- (6) 第6号議案 G07 神戸薬科大学の認証更新申請に関わる認定制度委員による評価結果の総括報告書他

- (7) 第7号議案 フォローアップ評価の体制（案）
- (8) 令和3年度代表理事及び業務担当理事（認証担当、総務担当）業務執行状況報告
- (9) 資料 認定薬剤師認定証発給数推移（平成25年度～令和3年度）

6. 議事概要

伊藤事務局長が開会を告げ、本日の出席者について、各理事を点呼により確認し、理事総数15名中12名が出席で、定款第30条に基づく過半数に達しており、理事会は成立していることを告げた。本日は齊藤監事が出席であることを報告した。また、本理事会では決算報告書（案）の審議があるため円城寺大樹税理士事務所の円城寺氏が出席であることを報告した。

理事会開会にあたり、吉田代表理事の挨拶があった。

次いで、伊藤事務局長による事前配付資料の確認を行うとともに、監査報告書及び総務担当理事の業務執行報告が別送付になったことに謝意を表した。

理事会規程第5条第3項に基づき吉田代表理事が議長となり、議案に従って議事を進めた。

議長より、第1号議案令和3年度事業報告書（案）及び第2号議案令和3年度決算報告書（案）は、本理事会で承認いただいた後、社員総会において承認を受け、今月末までに内閣府公益認定等委員会へ、関連資料も含めて電磁的報告の義務があることを述べた。また、本理事会の議事録は、附属証明書として同様に報告されることを告げた。

次いで議事にはいり、ZoomによるWeb会議であることから、事前配布資料を共有画面に示しながら説明及び審議を進めた。

《審議事項》

(1) 第1号議案 令和3年度事業報告書（案）に関する件

議長より事業報告書（案）に従い、説明がなされた。

先ず事業の概要についての説明で、本法人の公益目的は「地域社会の健全な発展に貢献する薬剤師の自主的学習を支援するために実施される各種の薬剤師生涯研修・認定制度の質的水準の確保」である。その目的を達成するために

- 1) 薬剤師生涯研修・認定制度に対する基準の設定、評価チェックリスト及び指針（ガイドライン）の作成、その他評価基準及びその改善、普及に関連する事業
- 2) 薬剤師生涯研修・認定制度の実施機関からの申請に基づき、制度の内容等を評価し、基準に適合する制度を認証し公表する事業

を行っており、本法人の一貫した事業であることを述べた。

また、レギュラトリーサイエンスは、薬剤師業務の基本であると引き続き説明しているとした。

ビジョン委員会は、令和元年11月に本法人の「事業及び運営について現状を評価して、

将来の方針を策定し、その結果を答申することを目的」として設置され、役員の選任方法、特別会員の位置づけや事務局体制の強化等に関して方向性が示され、令和 3 年度から役員は、社員及び理事・監事からの推薦に基づき、理事会で候補者を選定し、社員総会で選任された役員で構成されていることを述べた。

平成 28 年 2 月 10 日の中央社会保険医療協議会の答申において、「薬剤師認定制度認証機構の認証する研修認定制度等の研修認定を受けていること」により、研修認定薬剤師は、かかりつけ薬剤師取得の一要件となった。本法人認証の研修プロバイダーによる発給数が大きく増減しているが、事前配布資料「認定薬剤師認定証発給数推移」に示すように令和 3 年度は、前年度より減少しているとした。研修認定薬剤師の質の保証に関連して、研修プロバイダーの果たす役割の重要性に鑑み、認証後のフォローアップを実施するとしたが、実行できず今後の課題とした。

薬機法の改正により、薬局が地域連携薬局と専門医療機関連携薬局に機能分化が進められ、薬剤師は生涯学習を通じたジェネラリスト能力を基盤に、専門性能力の向上が求められており、認定制度委員会委員の協力を得ながら、本法人による支援体制を強化することを述べた。

本法人の設立 15 周年記念誌を発刊し、関係者への配布を終了したことを述べた。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による政府よりの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出を受け、Zoom による Web 会議や対面とのハイブリッド及び書面会議を実施したことを述べた。

次いで、会議関連事項の説明があり、理事会は第 1 回～第 11 回まで開催したことを述べた。その間に定時社員総会が開催されたが、開催時の会議運営の不備が指摘され、不成立となったため、理事会の承認を得て、臨時社員総会が開催され、令和 2 年度事業報告（案）、令和 2 年度決算報告書（案）及び令和 3 年度の会費の規程が承認された。認定制度委員連絡会では、山田認証担当理事が議長となり、単位の互換性や特定領域・専門薬剤師認証申請ガイドラインに関して、認定制度委員と多方面にわたる意見交換を行った。

さらに、事業関係では、認証申請に関する諸事項の検討、改善ということで、薬剤師がジェネラリストからさらに専門性を高めていくことの必要性等に関して、認定制度委員を含めて議論を深めたとした。

薬剤師の生涯研修の認定制度の評価及び認証更新の項では、令和 3 年度は、1 件の新規認証申請及び 7 件の認証更新を承認したことを報告した。

現在、G07 神戸薬科大学の認証更新（3 回目）及び大阪医科薬科大学薬学部の新規認証申請に対する評価を進めていることを述べた。

その他に関して、ビジョン委員会は、令和 3 年度で活動を終了することとなった。本法人としては、令和 4 年度以降も新委員構成で、残された問題について審議を進める方向にあるとした。研修プロバイダーの研修事業等は、コロナ禍で難しい状況にあるが、認定薬

剤師の状況に配慮して適切に対応するようにしていることを述べた。また、内閣府公益認定等委員会への報告について述べた。

以上の説明に対して議長より意見を求めたところ、ビジョン委員会の解散に関する質問があったが、望月 正隆座長から令和3年3月31日で活動を終了するとされたとの回答であった。

質疑応答の後、議長から本議案について諮ったところ、全員異議なく承認された。

(2) 第2号議案 令和3年度決算報告書(案)に関する件

議長より、令和3年度の決算報告書(案)に関する件について円城寺氏に説明を求めた。

円城寺氏から、事前配布した決算報告書(案)の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、附属明細書について説明があった。本法人の資産合計は67,730,725円であることを示した。

先ず、貸借対照表の説明で、流動資産19,398,724円、固定資産は基本財産と特定財産で48,332,001円、負債は退職給与引当金等で当年度3,068,722円で、負債及び正味財産の合計は67,730,725円であると説明した。正味財産増減計算書では経常収益は27,140,593円であり、経常費用は事業費16,406,549円及び管理費4,987,798円で、経常費用計は21,394,347円となり、当期経常増減額は5,746,246円で、この結果、当期の正味財産は期首残高58,915,757円から決算額64,662,003円となったことを説明した。次いで財産目録の資産の部と負債の部の説明及び附属明細書の説明を行った。

さらに、伊藤事務局長が内部資料の別紙1の令和3年度収支計算書について、事業費支出や管理費支出で予算から大きく変動した箇所について説明した。給与手当は新規に職員が採用できなかったこと、旅費、諸謝金及び交通費等については、コロナウイルス感染拡大による対面会議が出来なかったことや認証後のフォローアップ活動が出来なかったことによるものと説明した、

加えて、円城寺氏が、別紙2-1正味財産増減計画書内訳表、別紙2-2法人財務に関する公益認定の基準に係る書類について、及び別紙3財務諸表に関する注記、について説明した。別紙2-2で、公益目的事業の収支相償、公益目的事業費率、遊休財産額の保有制限の判定は、いずれも公益認定基準に適合していることを示した。また、会計基準に基づいた注記事項に関しても説明した。

本説明の後、齊藤監事から貸借対照表の基本財産の560万円の増額について、基本財産は、定款第32条第1項で、理事会で定めたもの、とされているが、この金額を流動資産から基本財産に組み入れることについて、理事会の承認を求めることかとの質問があった。円城氏からその通りであるとの回答があり、また財源は普通預金から定期預金へ組み

入れて縛りをつけることであるとの説明であった。

その後、齊藤監事から事前配布資料の令和3年度監査報告書に基づき、事業報告書及び決算報告書は適正であり、理事の職務執行に関する不正行為等はない旨の報告がなされた。

議長から、本議案について諮ったところ、全員異議なく承認された。

(3) 第3号議案 令和4年度補正収支予算に関する件

議長より、本議案に関して伊藤事務局長に説明を求めた。伊藤事務局長より、事前配布資料に基づき当初予算との異同について説明した。収入では事業活動収入が871,000円の減額が判明したこと、支出では、事務局長の交代と新規職員採用で給与手当の96万円の増額、パソコンの老朽化による入れ替えのための165万円の増額及びホームページを更新し、研修プロバイダーや研修認定薬剤師への広報活動などの目的を含めた業務委託費の50万円増額を、それぞれ事業費支出と管理費支出に振り分け、諸謝金の110万円の減額は、既認証制度フォローアップの実施機関数を3分の1に減らしたことによると説明した。この結果、事業活動収支差額は2,757,000円の赤字の補正予算となるが、赤字部分は流動資金を流用して実行すると説明した。

議長から、本説明に対し意見を求めたところ、齊藤監事から赤字決算の補填は流動資金からとの説明であったが、それは貸借対照表に計上された流動資産19,398,724円の一部を取り崩すということかとの質問があり、伊藤事務局長から、その通りであるとの回答があった。

議長より、本議案について諮ったところ全員異議なく承認された。

(4) 第4号議案 令和4年度定時社員総会に関する件

議長より、本議案に関して伊藤事務局長に説明を求めた。伊藤事務局長から、事前配布資料により、令和4年度定時社員総会は、6月24日（金）13:30～15:30、新橋ビジネスフォーラムで対面及びZoomによるハイブリッド方式で開催したいこと、本理事会で承認された第1号議案、第2号議案、及び令和4年度の会費の規程に関する件（令和3年度第10回理事会承認）を提出議案とすることにしたい旨の説明があった。

議長から、本議案について諮ったところ、全員異議なく承認された。

(5) 第5号議案 認定薬剤師認証機構利益相反規程（案）に関する件

議長より、安原総務担当理事に本議案の説明を求めた。安原総務担当理事から、本年

度第1回理事会で議論した内容を整理し、自己申告を追加し、利益相反に該当する事例を1～11にまとめたことを報告した。

議長より本議案について意見を求めたところ、規則とするのであれば、附則として施行日をつけるべきであるとの指摘があったが、安原総務担当理事より当面は理事会覚書として運用していき、その後に規則としていけるようにするとの回答があった。

質疑応答の後、議長より本議案について、規則ではなく理事会覚書とすることとして、諮ったところ、全員異議なく承認された。

(6) 第6号議案 G07 神戸薬科大学認証更新申請に関する件

議長より、山田認証担当理事に本議案の説明を求めた。山田認証担当理事から、事前配布資料の総括報告書、肯定的評価、評価コメント回答、認証更新申請書、追加資料等を基に説明がなされた。同大学エクステンションセンター組織図、研修認定制度委員会の構成、研修認定薬剤師認定証発給数の経緯など、本議案の評価経過に関して詳細に説明した。総括報告書記載の本制度の認証有効期限は令和4年6月19日で、更新申請3回目であることも述べた。総合評価としては本制度に対する評価委員からの評価は高いことから、本制度を承認したいことが提案された。

議長から本議案に対し、意見を求めたところ、特に発言がなく、本議案を諮ったところ全員異議なく承認された。

(7) 第7号議案 フォローアップ評価の体制（案）に関する件

議長より、本議案に対する説明があった。研修プロバイダーの研修事業のフォローアップの実施に関しては、ビジョン委員会及び理事会から指摘を受けてきた事項であり、目的は、研修プロバイダーが実施する研修事業の質保証であると説明した。さらに、フォローアップ評価の工程や、実施、評価、報告等に関して説明し、基本は提出された研修事業概要書の内容を基に、認証更新3年目を中心に、年5～8件程度を評価すると説明した。

本説明に意見を求めたところ、実施に当たっては研修プロバイダーの負担は小さいこと、認証の更新審査と直接の関連はないことを丁寧に説明してもらいたいとの指摘があった。また、報告事項が細かく研修プロバイダーの負担になるのではとの意見があったが、それほど負担ではないと思うとの回答であった。さらに、工程3)に「年度毎研修事業概要書の提出の義務化」とあるが、そのためには、規定を作った方が良く、認証更新後3年目を中心にするのであれば、対象の選別の基準、拒否や提出しない場合

の対応など、実施の仕方を考える必要があることから、当面試行とした方が良いとの意見があった。これに対し、議長よりフォローアップは実施することとし、工程3)は「の義務化」を削除し「年度毎研修事業概要書の提出」とすることとしたい旨の説明があった。

議長より、本議案を諮ったところ、全員異議なく承認された。

（報告事項）

令和3年度代表理事及び業務執行理事の業務執行状況、並びに研修認定薬剤師認定証発給数推移が報告された。

7. その他

伊藤事務局長より、令和4年度 第3回理事会を9月16日（金）10時半より予定していること、6月24日（金）令和4年度定時社員総会には、できるだけ役員各位の出席をお願いしたいこと、総会の後に5時より CAPEP（認定薬剤師認証機関協議会）が予定されている旨報告があった。

8. 閉会

以上の議事を終え、12時10分にZoomによるWeb会議を閉会した。
上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

令和4年6月3日

代表理事 吉田 武美 印

監 事 齊藤 勲 印